

事務連絡
令和6年8月21日

一般社団法人 日本病院会 御中

厚生労働省医政局医療経営支援課

医療法人の経営情報等の報告に関するリーフレットについて（周知依頼）

昨年8月の改正医療法施行により、令和5年8月1日以降に決算期を迎えた医療法人は、毎会計年度終了後3月以内（外部監査の対象となる医療法人は4月以内）に、開設する病院又は診療所ごとの収益及び費用等の情報を都道府県知事に報告することとされています。

今般、より幅広い関係者の皆さまに知っていただくため、別紙のとおりリーフレットを作成しました。

貴会におかれましても、貴会員病院の皆さまにお知らせいただきますようお願い申し上げます。

令和5年8月より
新しい報告制度が始まっています！

お忘れではないですか？

医療法人の経営情報等の報告

Q1 報告対象となる医療法人を教えてください。

経営情報等の報告は、**原則全ての医療法人が対象**となります。

Q2 経営情報等の報告は義務ですか？報告期限はありますか？

経営情報等の報告は医療法により義務付けられています。

毎会計年度終了後3月以内（外部監査の対象となる医療法人は4月以内）に所管の都道府県へ報告をお願いいたします。

Q3 事業報告書等と経営情報等の違いは何ですか？

事業報告書等は法人単位の活動状況等を届け出ていただきますが、経営情報等は**病院・診療所単位で当該病院等の「収益及び費用」や「職員の職種別人数及びその給与総額※」**を報告いただきます。

※ 任意項目

Q4 報告した経営情報等はどのように活用されますか？

医療法人は、日本の医療機関の開設主体として最も大きな割合を占め、その経営情報等は、**医療の現状と実態を把握するための非常に重要な情報として活用させていただきます。**

なお、ご報告いただいた経営情報等に関しては、個人や法人を特定することができる形で公表されることはありません。

提出方法や様式等の詳細は、各自治体もしくは厚生労働省ホームページをご覧ください。



G-MISでの報告方法について



経営情報の報告について